

茨城県信用保証協会の健康経営事業者応援保証 (けんこう茨城)について

筑波総研株式会社 企画調査部



はじめに

茨城県信用保証協会は、「創造的な信用保証と、よりよいサービスの提供により明日をひらこうと努める中小企業をサポートし、地域経済発展に貢献します。」を基本理念としています。

また、2024年度から2026年度にかけての第7次中期事業計画では、「あなたのチャレンジを応援します！ 一企業とともに未来へー」をスローガンに、創業や新たな事業展開、経営改善等にチャレンジする中小企業を起業から経営支援まで企業のライフステージに応じて幅広く支援することにより地域経済の活性化に貢献していくとしています。

この中期事業計画の業務運営方針においては、「信用保証業務を通じたSDGsの推進」を掲げ、地方創生の取組、資金調達支援の取組、創業支援・経営支援・再生支援の取組、人材育成・働き方改革の取組を進めていくとしています。

こうした理念やスローガン、方針のもと、茨城県信用保証協会では独自に保証料を割引する制度を設計し運用しており（P15にて紹介）、2024年10月1日からは、全国健康保険協会茨城支部（協会けんぽ茨城支部）と「業務連携に関する協定書」を締結し、健康経営に取組む中小企業に対して保証料の割引を行う新制度として「健康経営事業者応援保証」(通称：けんこう茨城)を創設しました。



写真右：茨城県信用保証協会会長 小泉元伸氏
左：協会けんぽ茨城支部支部長 内田善明氏

本稿では、この新保証制度の概要と、制度を利用するための条件となる健康経営に関する認定制度の概要について紹介するとともに、茨城県信用保証協会会長の小泉元伸氏、協会けんぽ茨城支部支部長の内田善明氏を訪問し、その趣旨や意義などについて取材を行った内容についてレポートします。

1. 健康経営事業者応援保証(けんこう茨城)の概要

新制度「けんこう茨城」は、従業員の健康管理を経営的な視点で捉え、戦略的に取り組む中小企業者に対し、必要な資金を円滑に供給することで、県内中小企業者の健全な経営に資することを目的とした保証制度で、信用保証料率が通常より10%割引となります。制度の主な要件は以下の通りです。

表1. 健康経営事業者応援保証「けんこう茨城」概要

要件	信用保証協会の保証対象要件を満たし、かつ従業員の健康増進に積極的に取り組み、その取組を全国健康保険協会や国、地方公共団体等から認定された中小企業・小規模事業者
保証限度額	2,000万円
資金用途	事業資金（本制度以外の既往借入金の借換資金は対象外）
貸付形式	手形貸付、証書貸付
保証期間	一括返済 2年以内 分割返済 ・運転資金 10年以内（据置2年以内） ・設備資金 20年以内（据置2年以内）
信用保証料率	0.405%～1.710% 通常（0.45%～1.90%）より10%割引
連帯保証人	必要に応じて。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
担保	必要に応じて
責任共有制度	対象
添付資料	健康保険協会や国、地方公共団体等による認定書（表2）

表 2. 対象となる認定書

認定機関	対象認定書
茨城県	「いばらき健康経営推進事業所認定書」
協会けんぽ茨城支部	「健康づくり推進事業所認定書」

2. 保証制度利用に必要な認定制度

本保証制度を利用するためには、表2に挙げた2つの認定書のいずれかを添付することが必要となります。以下に認定制度と認定取得方法の概要を紹介します。

(1) いばらき健康経営推進事業所認定制度

茨城県では『県民が日本一幸せな県』の実現に向けて、県民の健康寿命日本一を目指す「いばらき健康寿命日本一プロジェクト」に取り組んでおり、その一環として生まれたのが「いばらき健康経営推進事業所認定制度」です。本制度は2018年からスタートし、2024年3月4日現在、359事業所が認定されています。

認定申請の期間は、例年6月初めから12月末まで、認定証の交付は年に3回です。認定期間は認定された翌年度の末日までとなっており、引き続き認定を希望する場合は「実績報告書」を提出し、認定基準を満たしていることの確認を受けることが必要となります。

(2) 健康づくり推進事業所認定制度

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、中小企業を中心に約270万事業所、約4,000万人が加入する国内最大の医療保険者で、加入事業所の健康経営への取組をサポートする仕組みとして「健康宣言事業」に取り組んでいます。「健康づくり推進事業所認定制度」は、協会けんぽ茨城支部が実施している健康宣言事業で、2015年からスタートし、2024年9月末現在、1,558事業所が認定されています。

申請は通年で受付しており、協会けんぽ茨城支部へ「宣言書」と「チェックシート」を提出することから申請手続きが始まります。

3. インタビュー

本稿にて新たな保証制度を紹介するにあたり、茨城県信用保証協会および協会けんぽ茨城支部の代表のお二人から弊社社長の木村がお話を伺いました。

(1) 茨城県信用保証協会会長 小泉元伸氏

木村：現在、茨城県信用保証協会さんでは、茨城県内に本店を持つ方や居住されている方で、何先

くらの利用者がいらっしゃるのですか。

会長：2024年3月末時点では33,848者で、茨城県内中小企業者の46.5%にご利用いただいています。

木村：茨城県信用保証協会さんでは、SDGsへの取組として「①地方創生の取組」「②資金調達支援の取組」「③創業支援・経営支援・再生支援の取組」「④人材育成・働き方改革の取組」といった4つの柱を掲げていらっしゃいますが、今回の協会けんぽ茨城支部さんとの取り組みは、これらをさらに進めていくということでしょうか。

会長：当協会の第7次中期事業計画（2024～2026年度）の業務運営方針に「信用保証業務を通じたSDGsの推進」を掲げ、地域社会の発展に貢献できる各種活動に取り組んでいくこととしていますが、今回協会けんぽ茨城支部と締結した「業務連携に関する協定書」に基づき新しい保証制度を創設した取り組みはその一環となります。また、当協会の基本理念は「創造的な信用保証と、よりよいサービスの提供により明日をひらこうと努める中小企業をサポートし、地域経済発展に貢献します。」であり、まさにこの理念に合致したものです。現在、県内の中小企業を取り巻く経営環境は、構造的な人手不足に賃上げ、資材価格の高騰など先行きの見通しが困難な状況が継続していると認識しています。こうした中、中小企業が持続的に発展していくためには、経営者が社会経済の動きを的確に捉え、スピード感を持って新しいことにチャレンジするという姿勢を示すことが大切です。そして、こうしたチャレンジを労使が一体となって実現するためには、従業員が心身ともに健康であることが不可欠です。今回の協会けんぽ茨城支部との協定を通じて中小企業の健康経営の取り組みを後押しすることで、県内中小企業の成長、地域経済の発展に貢献できるものと確信しています。

木村：保証料率を割引する制度は全国で共通なのでしょうか。都道府県ごとの独自性があるのでしょうか。

会長：今般の協定締結を踏まえ、当協会では新たに「健康経営事業者応援保証（けんこう茨城）」を創設し、2024年10月1日から保証限度額2,000万円、通常の保証料の10%割引を開始しております。全国では、本県を含めて12の信用保証協会が各地の協会けんぽと協定を締結し、それぞれが独自に優遇策を定めています。他の協会でも新たな保証制度の創設と保証料割引を行っていますが、保証限度額の設定や保証料の割引率などは異なっています。当協会においては、県内

中小企業の経営者が従業員の健康増進に積極的に取り組むための動機付けとして、ひいては県内中小企業の健全な経営に資することを目的に、保証料を優遇する制度を創設しました。

木村：茨城県信用保証協会さんで特別料率が適用される保証制度はどのくらいあるのでしょうか。

会長：現時点で通常の保証料率を特別に割引している制度は「けんこう茨城」の他に6つあります。茨城、栃木、群馬の3県の保証協会が連携して地域の観光活性化を支援する「北関東観光連携保証（ぐいっと北関東）」や当協会が実施する専門家派遣事業を活用して経営改善を図る企業向けの「エキスパートサポート保証」、地方創生の取り組みを行う中小企業に長期・安定的な資金を供給する「寄贈型特定社債保証制度（地方創生応援債）」などがあります。



写真右：茨城県信用保証協会会長 小泉元伸氏
左：筑波総研(株)社長 木村

(2)協会けんぽ茨城支部支部長 内田善明氏

木村：全国では約270万の事業所が協会けんぽに加入しているとのことですが、茨城支部さんではどのくらいの事業所が加入しているのでしょうか。

支部長：2024年3月末時点、茨城支部の加入状況は47,250事業所で、全国では13番目の多さです。業種の内訳では建設業が最も多く、11,345事業所（24.0%）で、卸売・小売業7,316事業所（15.5%）、製造業5,048事業所（10.7%）が続きます。

木村：今回、茨城県信用保証協会さんと協会けんぽ茨城支部さんでは業務連携に関する協定を締結しましたが、その狙いはどのようなことでしょうか。

支部長：協会けんぽ茨城支部加入の被保険者の健診結果をみると、メタボリックシンドロームリスクや腹囲リスクなど、生活習慣病に関連する項目においてリスク保有率が男女ともに全国平均を上回っており、また長年高い状態が続いています。こうした状況を踏まえ、当支部では健診や特定保

健指導、重症化予防、コラボヘルス（健康経営）を推進することで健康リスクの軽減を図っています。特に当支部では健康経営の推進に注力しており、「健康づくり推進事業所認定制度」では、認定された事業所向けに健康に関する無料の特典として、健康測定機器のレンタルや健康セミナー、メンタルヘルス研修会の提供などを行っています。近年では茨城県内における健康経営の機運の高まり、健康経営を実践する事業所の増加がみられるようになりましたが、協会けんぽ加入事業所数に対する健康宣言を行う事業所数の割合は、全国の支部と比較するとまだまだ低いという現状もあります。こうした中、長年県内の中小企業の経営支援に取り組んでいる茨城県信用保証協会との連携により、事業資金確保の側面からも健康経営に取り組むことのメリットを高めることで、健康宣言を行う事業所の増加を図り、企業の健康づくりの実践、そこで働く方々のヘルスリテラシーの向上、そして健康リスクの改善が図れるものと期待しています。

木村：特別保証料率が適用できるよう、協会けんぽ茨城支部さんでは加入事業所にアドバイスを行ったりするのでしょうか。

支部長：健康づくり推進事業所として認定されることは新たな保証制度利用の条件になりますが、保証を受けるためには茨城県信用保証協会の各種要件を満たすことも必要であり、事業所ごとにアドバイスを行う予定はありません。しかし、今回の新制度の創設は、健康経営を始めるきっかけになり、既に認定を取得している事業所にとって健全な経営の構築につながるものと考えております。そこで茨城県信用保証協会さんと連携しながら、広報媒体や各種セミナーを通して、健康経営を実践することのメリットの一つとして周知していきたいと考えています。



写真左：協会けんぽ茨城支部支部長 内田善明氏
右：筑波総研(株)社長 木村

特別保証料率が適用される保証制度



北関東観光連携保証（ぐいっと北関東）

10%割引

茨城、栃木、群馬の3県の信用保証協会が相互に連携し、地方創生に資するため、観光に関連する事業を営む中小企業・小規模事業者の事業の発展または継続に必要な資金を円滑に供給することにより、各地域の観光の活性化を図ります。

提携保証

10～30%割引

業績が安定している中小企業者を対象に、低い信用保証料での資金調達を応援しています。

提携保証（運転資金専用型）取扱要領に定めた資格要件を満たす中小企業者に対し、信用保証料率の割引を行います。



パートナーシップ保証

10%割引

信用保証協会と金融機関がより一層連携・協調して必要な資金を供給することで、中小企業者の事業安定と発展を支援します。条件を満たした金融機関プロパー融資との協調融資が対象となるほか、既存プロパー融資が一定割合以上の場合も対象となります。

エキスパートサポート保証

10%割引

中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が茨城県信用保証協会と連携して茨城県信用保証協会が実施する専門家派遣事業を活用しながら、中小企業者の事業計画の策定支援や改善指導などの経営支援を行い、中小企業者の経営の改善を図ります。



寄贈型特定社債保証制度（地方創生応援債）

0.05%引下げ

地方創生の取り組みを行う中小企業の事業発展に資するため、社債による長期・安定的な事業資金を供給します。中小企業者が経営者の母校や地元の福祉施設等に寄贈を行う仕組みとし、寄贈の原資相当額として信用保証料率の引下げを行っています。

災害緊急支援保証

0.20%引下げ

激甚災害指定、災害救助法適用など、対象となる災害により被害を受けられた中小企業者の皆様の、経営の安定に必要な資金等の融通の円滑化を図ります。

詳しくは、茨城県信用保証協会、筑波銀行営業店等へお問い合わせください。